

共済契約に関する重要な事項が記載されていますので、必ずお読みください。

令和6年度
一般社団法人沖縄県PTA連合会 安全委員会

「共済事業」のご案内

1. この事業の目的

PTAは次代を担う青少年の健全な成長を図ることを目的とし、保護者と教職員により組織された社会教育団体です。

この団体活動を充実発展させるためには、PTA活動中での十分な安全対策と積極的な安全教育を徹底しなければなりません。また、予測できずに未然に防ぐことができない災害に対して、PTA会員が相互共済し、安心して活動できるような体制づくりが熱望されていました。それに応じて、平成3年6月に発足したのが「安全互助会制度」です。

平成23年1月1日より施行されたPTA・青少年教育団体共済法に伴い、沖縄県PTA連合会安全会は、平成25年2月に沖縄県教育委員会からの共済事業の認可を受けて、平成25年4月より共済法に基づいた事業をスタートすることになりました。

各位におかれましては、この趣旨のご理解とご加入により、より安全安心で充実したPTA活動がなされますようお願いしております。

2. 共済掛金 150 円 （内訳 共済掛金 142 円 賠償保険料 8 円）

PTA一世帯当り 年間 150 円

準会員一世帯当り 年間 150 円

教職員一人当たり 年間 150 円

※ 一括して会長が安全委員会事務局に納入します。

※ 個人での加入ではなく、単位PTAとして、加入・納入となります。

※ 共済契約申込書は必ず年度末前までに提出、「確定世帯数、確定職員数、準会員数、共済掛金納入報告書(様式-2)」を4月～**6月末**までに提出すると共に、共済掛金を納入してください。

3. 共済金の対象となる期間

当年4月1日～翌年3月31日

※ 途中加入の場合は、加入日の翌日から当該年度末までとします。

4. 共済金を受けられる方

- ・沖縄県PTA連合会に加入している公私立小・中学校に在籍する児童生徒、こども園、幼稚園等に在籍する3歳以上の園児、保護者
- ・園児、児童生徒の親族（同居の親族、別居の親族(児童生徒の兄弟、祖父母、叔父、叔母)）
但し、会員の代理でPTA活動に参加した場合に対象となります。
- ・教職員
- ・準会員 沖縄県PTA連合会に加入している団体の長が認めた、保護者以外の地域の支援者。
(立哨、読み聞かせ、美化ボランティア等)

5. 補償の対象となる行事・活動

PTAが企画・立案し「主催・または共催する行事」の活動中の事故が対象となります。
また、下表で例として示すPTA総会、運営委員会など、PTA活動として事前に計画され、承認決定されたものも対象となります。

| | |
|----------------|--|
| (1) 単位PTA主催・共催 | <ul style="list-style-type: none"> ◎総会・役員会・学級学年PTA・専門委員会等 ◎PTAが企画し、会長の承認を得て実施した美化作業、キャンプ、各種スポーツ大会等 ◎単位PTAを代表して参加する各種会合及び行事への参加 |
| (2) 学校行事及び学校支援 | <ul style="list-style-type: none"> ◎学校行事のうち、子どもの健全育成のためPTAが積極的に参加することを決めた授業参観・運動会・学習発表会・体育祭文化祭等。但し、学校行事での当事者である児童生徒は対象外（独立行政法人日本スポーツ振興センター制度が適用される為） ◎PTAによる、学校内外における総合的学習及び学校内での部活動への支援活動 |
| (3) 地区P連・市町村P連 | <ul style="list-style-type: none"> ◎総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合 ◎各種研修会・スポーツ大会等への参加 ◎地区P連・市町村P連を代表して参加する各種会合及び行事への参加 |
| (4) 県P連関係 | <ul style="list-style-type: none"> ◎総会・役員会・理事会・専門委員会等の諸会合 ◎各種研修会等への参加（日P・九P等も含む） ◎県P連を代表して参加する各種会合（他団体・機関の主催） |
| (5) 安全委員会関連 | <ul style="list-style-type: none"> 安全委員会の規約並びに事業計画に基づいて行う活動 ◎諸会合、並びにそれらの運営に関する業務への参加 ◎各種研修会・安全委員会が特に委嘱した業務への参加 |

※ (1)～(5)に参加するために要する正規の往復途上(車両等に関する以外)も含む。

6. 共済金をお支払いできない場合

- △ P T A 関連行事とは認められない行事のもの
- △ 地震・風水害などの天災、人災
- △ 被災者の故意または重大な過失による事故（自殺行為・酔っ払い・けんか・薬物使用などによる場合）
- △ 航空機・船舶・鉄道・バス等の公共交通機関に搭乗中の事故災害
- △ 警察による事故処理が必要な案件
- △ 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる事故

「一般社団法人沖縄県 P T A 連合会 安全委員会 共済規程 約款 第 25 条」に基づき、共済金請求権は、第 23 条（共済金の請求）第 1 項に定める時の翌日から起算して、3 年を経過した場合は、時効によって消滅します。

7. 共 済 金

P T A 活動に起因して安全会加入者が被った傷害または事故に対して給付します。

| | 共 済 金 額 |
|-------------------------|--|
| 死亡共済金（死亡したとき） | 400 万円 |
| 入院共済金（入院したとき） | 入院 1 日につき（180 日限度） 5,000 円 |
| 通院共済金（通院したとき） | 通院 1 日につき（90 日限度） 3,000 円 |
| 固定具を装着したとき | 固定具を装着した日数 1 日につき ・着脱不可 1,000 円 ・着脱可 500 円 ※但し、固定具使用期間が入院・通院と重なる日数を除く |
| 入院および通院したとき | 入院+通院+固定具装備の実日数合計 180 日限度 |
| 後遺障害共済金 （後遺障害が残ったとき） | 限度額 400 万円 |
| 眼鏡の場合 | ・眼鏡の新規購入額の半額 2 万円を上限とし全額を保証する ・修理代においては、2 万円を上限とし全額を保証する |

8. 賠償保険（共済掛金とは別途に第三者に対する賠償保険を保険会社に委託をしています。）

| | | | |
|---|--------|---------|-------|
| ○ P T A 活動においてその運営に不備があり、他人の身体に障害を与え、または他人の財物を損壊したことにより、 管理者として法律上の損害賠償責任 を負うことによる損害に対して右の金額内で補償します。 | ○ 対人賠償 | 1 名につき | 5 千万円 |
| | | 1 事故につき | 2 億円 |
| | ○ 対物賠償 | 1 事故につき | 5 百万円 |
| | | | |

9. 加入方法と提出書類

（1）「共済契約申込書（様式-1）」

提出期限：毎年3月31日

方 法：個人加入ではなく、単位 P T A として一括で会長が作成し、原本郵送またはメールにてご提出ください。

（2）「確定世帯数、確定教職員数、準会員数、共済金納入報告書（様式-2）」

提出期間：4月～6月末

方 法：様式-2 に必要事項を記入し、メールまたは FAX にてご提出ください。

併せて、**6月末までに**共済掛金を納入してください。

全世帯が加入しない場合は、名簿（様式無）も併せてご提出ください。

注意！

上記期間内に共済掛金の納入がない場合、共済期間開始日から共済掛金が振り込まれた期間中に生じた共済金支払事由に対しては、共済金のお支払いはできません。

（3）提出先（問合先）

一般社団法人沖縄県 P T A 連合会 安全委員会事務局

〒900-0002 沖縄県那覇市曙 2-26-27

TEL: 098-867-8645 FAX: 098-867-0309

Mail: oki-ken.p.an@woody.ocn.ne.jp

10. 万一、事故が発生した場合

(1) 事故が発生した場合は、直ちに所属単位 P T A 事務局へ連絡し、諸手続きをしてください。

(2) 災害報告書に必要事項を記入のうえ、所属単位 P T A より事故発生から **30 日以内**に安全委員会事務局へ報告してください。（災害報告書受理後、通知書を送付します。）